資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成26年度及び27年度において、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「当グループ」という。）の広報・宣伝活動に関する業務（以下「広告関連業務」という。）の委託案件に係る資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成25年11月19日

日本郵政株式会社

代表執行役社長　西室　泰三

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　申請が必要となる役務

広告関連業務

2　申請の時期

平成25年11月19日から平成25年11月28日15時までの間、受け付けます。

3　申請の方法

⑴　申請書類等の入手方法　申請書類等は、下記⑵の場所において、申請をしようとする方に随時交付します。

また、当社ホームページからのダウンロードも可能です。

http://procurement.japanpost.jp/general/index01.html

（申請書類）

・説明会参加申込書

・機密情報の取扱いに関する確約書

⑵　申請書類の提出方法及び提出期限　申請書類に必要事項を記入の上、次の場所に持参若しくは郵送（郵送の場合は、書留郵便等を用いて必着とする。）してください。

なお、機密情報の取扱いに関する確約書については、原則として代表権を有する取締役、執行役等が記名押印の上、ご提出ください。

（提出先）

〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　日本郵政株式会社広報部宣伝担当

（提出期限）平成25年11月28日15時

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　日本語

4　申請をすることができない者

次の事項に該当する者は、申請することができません。

⑴　広告関連業務が実施できる広告代理店等でない者。

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者で、当社から取引停止を通知され、その停止期間中の者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

ア　契約の履行にあたり、契約義務違反を行った者

イ　契約相手方として不適切であると認められる者

ウ　不法行為をした者

エ　不正又は不誠実な行為をした者

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

⑷　反社会的勢力と認められる者　反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

⑸　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

⑹　暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

⑺　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑻　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑼　申請しようとする者の役員等又は委託先等が次の各号の一にでも該当しないことを確約しない者

ア　自ら若しくは第三者を利用した本契約に関する脅迫的言辞、詐欺的言辞若しくは暴力的行為又は法的な要求を超えた不当な要求

イ　自ら若しくは第三者を利用した当社の名誉や信用等の毀損又は毀損するおそれのある行為

ウ　自ら若しくは第三者を利用した当社の業務の妨害又は妨害のおそれのある行為

エ　その他前各号に準ずる行為

5　申請者に求められる義務等

申請者は、上記３の申請書類を提出するとともに、下記６の説明会に必ずご参加ください。

なお、説明会への出席は、１社２名までとさせていただきます。

6　説明会

（日時）平成25年11月29日11時00分～

（場所）日本郵政株式会社１階会見室

受付は、10時30分から東口玄関において行います。

7　資格審査の方法

上記６の説明会において説明いたします。

8　資格審査結果の通知

審査結果は書面により申請者に通知します。

9　資格の有効期間

原則として、平成26年４月１日から平成28年３月31日とします。

10　問い合わせ先

日本郵政株式会社経営企画部門広報部宣伝担当　担当：奥田、渡邉、藤田　電話：03―3504―4702

Ｅ―ＭＡＩＬ：senden.ii@jp-holdings.jp

11　その他

今後、当グループが発注する広告関連業務の委託案件のうち、本審査に基づく有資格者以外の者を契約の相手方として選定する場合があります。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成25年11月19日

農林水産省大臣官房経理課長　長谷川博章

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

生鮮食料品流通情報システムの政府共通プラットフォームへの移行に係る業務一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成25年12月10日午前11時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8950 東京都千代田区霞が関１―２―１　農林水産省大臣官房経理課調達班契約第２係　清水　尚功　電話03―3591―6753

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成25年11月19日から平成25年12月９日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Migration to the Government Shared Platform System for the system on fresh foodsmarket information 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 11 : 00 A.M. 10 December, 2013

⑷　Contact point for the notice : Hisanori Shimizu, Procurement Section of Accounting Division Minister's Secretariat Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8950 Japan. TEL 03―3591―6753